

使用禁止物質一覧表

お客様より製品及び製造工程での使用が禁止されている主な物質を表す。
詳細については、QMSシステム「お客様から受領した品質及び環境関連文書を参照。」

使用禁止制限の元となる規制は下記の通り。

- ①RoHS指令
- ②REACH規制
- ③POPs条約
- ④放射線障害防止法
- ⑤ハロゲンフリー

当社の対象部材

- ①硝子
- ②ターゲット
- ③インク
- ④保護フィルム
- ⑤AFP剤
- ⑥ウエハ出荷用キャリア

①RoHS指令

大分類	No	化学物質	閾値[ppm未満]
金属 及び 金属化合物	1	カドミウム及びその化合物*	5
	2	鉛及び鉛化合物*	100
	3	水銀及び水銀化合物*	100
	4	六価クロム化合物*	100
ハロゲン系 有機化合物	5	PBB (ポリ臭化ビフェニル類)	500
	6	PBDE (ポリ臭化ジフェニルエーテル類)	500
フタル酸系 物質	7	DEHP(フタル酸ビス)	1000
	8	BBP (フタル酸ブチルベンジル)	1000
	9	DBP (フタル酸ジブチル)	1000
	10	DIBP (フタル酸ジイソブチル)	1000

*包装材は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロムは総量で100ppm未満とする。

②REACH規制

大分類	No.	化学物質	閾値[ppm未満]
SVHC (高懸念物質)	1	※最新のSVHCリストに従う	1000
制限対象物質	2	三置換スズ化合物 (TBTO、TBT、TPT類)	1000
	3	ジブチルスズ (DBT) 化合物	1000 (スズ換算)
	4	ジオクチルスズ (DOT) 化合物	1000 (スズ換算)
	5	ヒ素及びその化合物	原則含有禁止
	6	ニッケル及びその化合物	原則含有禁止
	7	アスベスト類	原則含有禁止
	8	フマル酸ジメチル(DMF)	0.1
	9	特定芳香族アミンを形成するアゾ染料、顔料	30
	10	多環芳香族炭化水素(PAH)	1

③POPs条約

大分類	No	化学物質	閾値[ppm未満]
ハロゲン系 有機化合物	1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	原則含有禁止
	2	ポリ塩化ナフタレン	
	3	短鎖型塩素化パラフィン	
	4	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩	
	5	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) とその塩及びPFOA関連物質	
	6	ヘキサブロモビフェニル (PBB類)	
	7	テトラブロモジフェニルエーテル (PBDE類)	
	8	ペンタブロモジフェニルエーテル (PBDE類)	
	9	ヘキサブロモジフェニルエーテル (PBDE類)	
	10	ヘプタブロモジフェニルエーテル (PBDE類)	
	11	デカブロモジフェニルエーテル (PBDE類)	

④放射線障害防止法

大分類	No	化学物質	閾値[ppm]未満
放射性物質	1	放射性物質 (計測器を除く)	原則含有禁止

⑤ハロゲンフリー

大分類	No	化学物質	閾値[ppm]未満
ハロゲン	1	フッ素 (F)	SVHC対象参照
	2	塩素 (Cl)	900
	3	臭素 (Br)	900
	4	塩素 (Cl) + 臭素 (Br)	1500